

仕 様 書

1 業務名

長野県警察本部管理宿舎の敷地庭木剪定等作業

2 業務場所

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 西長野職員宿舎 | 長野市大字西長野 |
| (2) 岡田職員宿舎 | 長野市大字中御所字岡田 |
| (3) 柳町職員宿舎 | 長野市三輪 |

※詳細な番地については、会計課施設室までお問い合わせください。

3 業務内容

- (1) 庭木の剪定及び除伐
- (2) 敷地の除草(西長野職員宿舎のみ、契約日から10月末までの間に合計4回の作業を実施)
- (3) 剪定、除草した枝葉等の処分

※詳細は内訳書のとおり。

4 業務上の注意

- (1) 道路に面する箇所は、交通の安全に配慮した方法で実施すること。
- (2) 隣接地に対する安全等に配慮して業務を実施すること。
- (3) 高所作業を伴う箇所については、特に安全対策を徹底すること。
- (4) 緊急な事象が発生した場合、遅滞なく発注者へ連絡し指示を得ること。
- (5) 剪定、除草の際は、形状に応じて美観を維持するように成長度や樹種の特性に配慮すること(この委託において対象となる樹木の特性及び当該委託業務が対象樹木に及ぼす影響を十分に理解し作業に努めること)。
- (6) 剪定方法は透かし剪定とし、頭は止め樹形を整えること。
- (7) 敷地外へはみ出している部分や電線に接触している部分は危険である為、全て枝落としを行うこと。また、その際は転落落下等の被害防止に万全を期すこと。
- (8) 刈り取った枝葉等は、速やかに処理し、特に枝葉が残らないよう周辺の清掃を完全に行うこと。また、廃棄物として適正に処理すること。
- (9) 剪定及び伐採の作業にあたっては、作業の指導、監督を行う者を配置し、作業中における事故及び器物等破損防止に十分配慮すること。
- (10) 飛び石等による宿舎の壁や窓、駐車中の車両の破損及び第三者への損害等防止のための対策をとること。
- (11) 剪定した枝葉等が隣家や道路に落ちていることが無いように清掃をすること。

5 日程

作業の実施にあたり、日程・時間等の詳細な工程について、発注者と受注者で協議を行い、発注者の承認を得ること(同日に複数の箇所を作業することも可能であるが、発注者の承認を得ること)。

※作業日程の目安

回数	タイミング	作業内容	作業場所
1回目	5月中旬ごろ	除草	西長野職員宿舎
2回目	7月下旬ごろ	除草	西長野職員宿舎
3回目	8月下旬ごろ	除草	西長野職員宿舎
4回目	10月下旬ごろ	除草・剪定	西長野職員宿舎
		剪定	岡田職員宿舎 柳町職員宿舎

6 提出書類

- (1) 内訳書(見積書提出時)
- (2) 造園施工管理技士(1級又は2級)の資格者証の写し(見積書提出時)
- (3) 請書
- (4) 業務完了届
- (5) 作業写真(作業前、作業中、作業後がわかる形で、Lサイズの写真をA4サイズ of 用紙に印刷またはA4サイズの紙に貼り付けたもの)
- (6) 枝葉処分に伴う検量表等の写し
- (7) 発注者から指示のあったもの

7 その他

疑義が生じた場合、発注者と協議の上、指示に従うものとする。